# 電気料金メニュー定義書おすまい基本でんき

2021年9月6日

株式会社ヒナタオエナジー

### 目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5	契約電流および契約容量	4
6	電気料金	6
7	適用期間	7
8	契約電流または契約容量の変更	7
9	おすまい基本でんきの定義書の変更および廃止	8
10	単位および端数処理	8
別表	ξ	9
1	燃料費調整	9
2	契約容量および契約電力の計算方法	. 11

電気料金メニュー定義書おすまい基本でんき(以下「おすまい基本でんきの定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、おすまい基本でんきの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

#### 1 実施期日

おすまい基本でんきの定義書は、2021年9月6日より実施します。

#### 2 定義

次の言葉は、おすまい基本でんきの定義書において、それぞれ次の意味 で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、おすまい基本で んきの定義書においても同様の意味で使用します。

#### (1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

#### (2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。

#### 3 適用条件

おすまい基本でんきの定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「おすまい基本でんき」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さ

ま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。または、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計(契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなします。契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

#### 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### 5 契約電流および契約容量

契約電流については、以下(1)および(2)、契約容量については、以下(3) および(4)のとおり定めます。

- (1) 契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等を踏まえて、当社が異なる値に決定することがあります。
  - ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則とし

て、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

- ② 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。
- ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、おすまい基本でんきに切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
- (3) 契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の計算方法)により計算された値等に決定することがあります。
  - ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。
  - ② 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。
  - ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、おすまい基本でんきに切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量

の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

(4) 契約容量が、(3)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

#### 6 電気料金

#### (1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気 を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流10アンペア	286.00円
, m, a, a	
契約電流15アンペア	429.00円
契約電流20アンペア	572.00円
契約電流30アンペア	858.00円
契約電流40アンペア	1, 144.00円
契約電流50アンペア	1, 430.00円
契約電流60アンペア	1,716.00円
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286.00円

#### (2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款 1 5 (電気の使用期間)に定める 当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (燃料費 調整)(1)①によって計算された平均燃料価格が 4 4 , 2 0 0 円を下回る 場合は、別表 1 (燃料費調整)(1)④によって計算された燃料費調整額を 差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整)(1)①によって計算された平 均燃料価格が 4 4 , 2 0 0 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整)(1) ④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	19.78円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロ	25.29円
ワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.36円

(3) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

#### 7 適用期間

- (1) おすまい基本でんきの適用開始日は、電気需給約款6 (電気需給契約の申し込み)に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9 (電気の需給開始)(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款29 (他の電気料金メニューへの変更)に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) おすまい基本でんきの適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款31 (お客さまからの電気需給契約の解約) および32 (当社からの電気需給契約の解約) に定める解約日または終了日までとします。電気供給約款29 (他の電気料金メニューへの変更) にもとづき、料金メニューの変更があった場合も、変更後の料金メニューの適用期間は解約日までとします。
- (3) (2)にもとづき料金メニューの変更が生じた場合の当社からの供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付の取扱いは、電気供給約款4 (本約款等の変更)(2)および(3)に準じることをあらかじめ承諾していただきます。

#### 8 契約電流または契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金を、原則、変更を承諾した翌々月の電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、 供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を

行う場合は、電気需給約款 4 (本約款等の変更) (2)および(3)に準じます。

#### 9 おすまい基本でんきの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、おすまい基本でんきの定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、おすまい基本でんきの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) おすまい基本でんきの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4 (本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

#### 10 単位および端数処理

おすまい基本でんきの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## 別表

#### 1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の計算
  - ① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = A  $\times$   $\alpha$  + B  $\times$   $\beta$  + C  $\times$   $\gamma$ 

A=各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格

B=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0$ . 1 9 7 0

 $\beta = 0$ . 4 4 3 5

 $\gamma = 0$ . 2 5 1 2

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

#### ② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以 下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る 場合

燃料費調整単価

= (44,200円 - 平均燃料価格)

× ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

#### 燃料費調整単価

- = (平均燃料価格 44,200円)
  - × ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

#### ③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下表中の「燃料費調整単価適用期間A」欄に記載のとおりとします。ただし、需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間B」欄の記載のとおりとします。

TE 14 10 10 17 14 31 85 14 14 14		
平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間A	燃料費調整単価適用期間B
毎年1月1日から3月3	その年の5月の計量日から6月	その年の5月の需給開始日から
1日までの期間	の計量日の前日までの期間	5月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月3	その年の6月の計量日から7月	その年の6月の需給開始日から
0日までの期間	の計量日の前日までの期間	6月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月3	その年の7月の計量日から8月	その年の7月の需給開始日から
1日までの期間	の計量日の前日までの期間	7月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月3	その年の9日の計長日から 0日	その年の8月の需給開始日から
	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	8
0日までの期間		月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月3	その年の9月の計量日から10	その年の9月の需給開始日から
1日までの期間	月の計量日の前日までの期間	9月の計量日の前日までの期間
<b>左左6日1日から9日9</b>	その年の10月の計量日から1	その年の10月の需給開始日か
毎年6月1日から8月3		ら10月の計量日の前日までの
1日までの期間 	1月の計量日の前日までの期間 	期間
左左7月1日から0月9	その年の11月の計量日から1 2月の計量日の前日までの期間	その年の11月の需給開始日か
毎年7月1日から9月3		ら11月の計量日の前日までの
0日までの期間		期間
毎年8月1日から10月	その年の12月の計量日から翌	その年の12月の需給開始日か

31日までの期間	年の1月の計量日の前日までの	ら12月の計量日の前日までの
	期間	期間
毎年9月1日から11月	翌年の1月の計量日から2月の	翌年の1月の需給開始日から1
30日までの期間	計量日の前日までの期間	月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12	翌年の2月の計量日から3月の	翌年の2月の需給開始日から2
月31日までの期間	計量日の前日までの期間	月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の計量日から4月の	翌年の3月の需給開始日から3
の1月31日までの期間	計量日の前日までの期間	月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年		
の2月28日までの期間	羽年の1日の制具口むと「日の	羽年の4日の最終問払口むと4
(翌年が閏年となる場合	翌年の4月の計量日から5月の	翌年の4月の需給開始日から4
は、翌年の2月29日まで	計量日の前日までの期間 	月の計量日の前日までの期間
の期間)		

#### ④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

#### (3) 燃料費調整単価等

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価は、本小売電気事業者のホームページの値を使用します。詳細は以下をご覧ください。

https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/shikumi/chousei.html

#### 2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めること を希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約 電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよ

び200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

 $\times$  (1 ÷ 1, 000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 1 0 0 ボルトおよび 2 0 0 ボルトの場合の電圧は、 2 0 0 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

 $\times$  1. 732

 $\times$  (1 ÷ 1, 000)